

電気通信紛争処理委員会（第155回）議事録

1 日時

平成27年11月27日(金) 午前10時から午前11時25分

2 場所

第1特別会議室（総務省8階）

3 出席者（敬称略）

(1) 委員

中山 隆夫（委員長）、荒川 薫（委員長代理）、小野 武美、平沢 郁子、山本 和彦
（以上5名）

(2) 特別委員

荒井 耕、加藤 寧、近藤 夏、白井 宏、森 由美子、若林 亜理砂、若林 和子
（以上7名）

(3) 事務局

杉山 茂 事務局長、清水 智之 参事官、三島 由佳 紛争処理調査官、
梅澤 信司 上席調査専門官、市川 憲史 上席調査専門官

4 議題及び議事概要

- (1) 電気通信事業分野における競争状況の評価2014について【公開】
- (2) 電気通信紛争処理委員会令の一部改正について【公開】
- (3) 電気通信紛争処理マニュアルの改訂について【公開】
- (4) あっせん終了案件について【非公開】

※議題（4）は、会議を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益を害するおそれがあるため、電気通信紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づき非公開で開催し、同規程第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、会議の議事録及び使用した資料を非公開とする。

5 議事内容

<開会>

【中山委員長】ただ今から第155回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。

本日は、委員全員が出席されていますので定足数を満たしております。また、特別委員

7名のご出席をいただいております。

お手元の議事次第に従いまして議事を進めて参りますが、議題1から3については公開といたします。議題4については、事業間交渉の情報などを含むため、当事者または第三者の権利・利益を保護する観点から、当委員会運営規程第16条第1項の規定により非公開とし、同規程第17条第1項及び第18条第1項により、議事録及び資料は非公開とします。従いまして、傍聴者の皆様方には、非公開とする議事が始まる前にご退室いただきますので、よろしくお願い申し上げます。

<議題（1）電気通信事業分野における競争状況の評価2014について>【公開】

【中山委員長】 それでは、議題1、電気通信事業分野における競争状況の評価2014について、総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課、堀内調査官から説明をお願いいたします。堀内調査官には、お忙しいところ誠にありがとうございます。それではよろしくお願い申し上げます。

【堀内調査官】 ただいまご紹介いただきました事業政策課調査官の堀内と申します。お手元の資料155-1に基づき、「電気通信事業分野における競争状況の評価2014」の概要について、ご説明いたします。資料が大部となっておりますので、ポイントを絞ってご説明させていただきたいと存じます。また、参考資料として「競争評価2014」の冊子、お手元の黄色い冊子になります。こちらのほうをお配りしてございますので、別途ご覧いただければ幸いと存じます。

それでは、1ページをご覧ください。競争評価の概要でございます。電気通信事業分野における競争状況の評価は、2003年の電気通信事業法改正により、規制の体系が事前規制から事後規制を基本とする枠組みに転換されたことを踏まえ、急激な変化を続ける市場動向を的確に把握するための手段として導入したものです。経年的なデータの定期的な分析を行う定点的評価と、毎年異なるテーマに焦点を当てて分析を行う戦略的評価から構成され、評価に当たっては、「競争評価アドバイザーボード」という経済学や経済法等の専門家9名からなる会議体の助言をいただいております。評価結果については公表するとともに、政策立案の基礎データとして活用してきました。

2ページをご覧ください。電気通信事業と競争評価でございます。これまでの競争政策の流れと市場動向、競争評価のテーマについて整理したものでございますが、時々の政策、あるいは市場動向に照らしたテーマを設定し、競争評価を行ってきました。

3ページをご覧ください。「競争評価2014」のポイントでございます。昨年12月、競争政策の見直し等に係る情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」において、新たな市場動向を踏まえつつ、これまで市場支配力の有無等を中心に分析・評価してきた競争評価と、非対称規制を中心に運用してきたブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度をさらに充実・発展させ、市場動向を分析・検証する新たなツールとして位置づける方針が示されました。

当該方針を踏まえ、2014年度の競争評価は、新たな市場動向の把握と今後の政策転換への反映を重視し、競争政策等の展開に当たり総務省として留意すべき事項を競争政策等留意事項として整理するとともに、現行の市場分析・評価の仕組みとしては最後の取り組みとして位置づけ、2015年度以降開始予定の新たな分析・検証の仕組みへの橋渡しを視野に入れたものとしております。

4ページをご覧ください。ここからは移動系通信市場の概要をご説明いたします。まず、移動系通信市場の動向でございます。2014年度末の携帯電話、PHS及びBWAの合計である移動系通信の契約数は1億5,722万で、前年度末比プラス5.0%の増加。また、移動系通信の内数である携帯電話の契約数は1億4,998万で、前年度末比プラス5.4%と増加しております。移動系超高速ブロードバンドに位置づけられる3.9世代携帯電話の契約数は6,778万で、前年度末比プラス46.0%と伸び、携帯電話の契約数に占める割合は44.4%となっております。

5ページをご覧ください。移動系通信のシェア及び市場集中度でございます。2014年度末の移動系通信のグループ別契約数シェアは、NTTドコモは42.4%で、前年度末比プラス0.2ポイント、KDDIグループは28.6%で、前年度末比プラス0.5ポイントの増加、ソフトバンクグループは29.0%で、前年度末比マイナス0.7ポイントの減少となっております。NTTドコモのシェアがわずかに増加に転じておりますが、契約数にはMVNOへの提供回線数も含まれており、この増加が必ずしもエンドユーザーとの契約で見た場合のシェアの増加を意味するものではないことなどから、市場支配力の評価に当たっては、後ほど述べます収益シェアについても考慮する必要があります。

グループ別に見た移動系通信市場全体の市場集中度は3,455であり、ほぼ横ばいで推移しております。また、グループ別に見た保有周波数はソフトバンクグループが最も多く、移動系通信契約数はNTTドコモが最も多い状況です。

6ページをご覧ください。携帯電話に係る収益シェア及び端末設備シェアでございます。2014年度末の携帯電話に係る首位であるNTTドコモは、契約数シェアの他、収益シェア及び端末設備シェアにおいても40%を超過しております。収益シェアと端末設備シェアについては、それぞれ電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制、同法第34条に基づく第二種指定電気通信設備制度における指定の基準に用いられております。NTTドコモの収益シェアは引き続き減少傾向であり、2位以下の事業者との格差が縮小している状況です。

7ページをご覧ください。移動系通信各社の新料金プランでございます。従来、MNO各社のスマートフォン向けデータ通信料金は、基本的に月額7ギガバイトが上限となっていた他、利用者の利用実態に応じた多段階のプランは設定されておりました。こうした中、2014年6月以降、MNO各社はデータ通信に係る料金プランの多段階化と通話定額制などの組み合わせを内容とする新料金プランを導入しました。NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイルでは、家族等でデータ通信容量を実質的に融通できるとい

う特徴もございます。しかしながら、いずれも通信定額料金を含む基本料が2,700円となっているなど、おおむね横並びとなっております。

8ページをご覧ください。新料金プランの利用割合と選択理由でございます。利用者アンケートのデータでございますが、新料金プラン利用者のデータ通信のプラン別契約割合は、2ギガバイト上限が44.7%と半数近くを占め、次いで10ギガバイト上限が14.3%となっております。また、新料金プラン利用者の27.7%がデータシェアプランを利用しており、そのうち複数回線を2人以上でシェアしている者は21.8%でした。新料金プランの選択理由については、「音声通話定額を利用したいから」が40.3%と最多となっております。

9ページをご覧ください。移動系通信各社のARPUの推移でございます。NTTドコモは4,370円で、前年度末比マイナス130円、KDDIは4,550円で、前年度末比プラス50円、ソフトバンクモバイルは4,230円で、前年度末比マイナス220円となっております。

10ページをご覧ください。MVNOサービスの動向でございます。移動通信分野における更なる競争促進を図り、一層多様かつ低廉なサービスの提供による利用者利益の実現を図るため、また、電波の公平かつ能率的な利用を確保するためには、MVNOの参入促進が必要不可欠となります。2014年度末のMNOであるMVNOの契約数を除くMVNOサービスの契約数は952万で、前年度末比プラス28.9%と増加傾向であり、移動系通信の契約数に占めるMVNOサービスの比率は6.1%で、前年度末比プラス1.1ポイントと増加傾向となっております。また、MNOであるMVNOを除く事業者数は181社で、前年度末比プラス25社と、契約数と同様に増加傾向となっております。

11ページをご覧ください。MVNOに関する認知度等でございます。利用者アンケートのデータでございますが、MVNOの認知度は69.5%で、前年度末比プラス20.1ポイントと上昇しております。また、MVNOの今後の利用意向がある社のうち、音声・データともに利用したいとする者は56.3%で最多となっております。MVNOサービスの利用者がMVNOサービスを利用する理由は、「月額利用料金の安さ」が56.6%、「初期費用の安さ」が30.3%となっているなど、料金面が大半を占めております。

12ページをご覧ください。MNOによる新料金プラン提供開始以降のMVNOの新規参入等でございます。MNOが新料金プランの提供を開始した2014年6月以降、MVNOにおいても新規参入の動きがあり、利用者の選択肢の拡大に寄与しております。1例として、2014年6月にはケイ・オプティコムがKDDIの回線を利用したサービスである「mineo」の提供を開始し、また、同年8月には、KDDIがMVNO子会社であるKDDIバリューイネイブラーを立ち上げ、同年12月から「UQ mobile」を提供しております。NTTドコモの回線を利用するMVNOについても、フュージョン・コミュニケーションズ、ニフティ、カルチュア・コンビニエンス・クラブなどによる参入が行われております。

13ページをご覧ください。MNOによる新料金プラン提供開始以降のMVNOの料金値下げ等でございます。MVNO各社は直接的な料金値下げの他、実質的な料金値下げとなるデータ通信増量を実施しております。主な例を記載しておりますが、データ通信プランにおいて、月1,000円程度で利用可能なデータ容量は、2014年度当初では1ギガバイトであったものが、2015年7月時点では3ギガバイトが一般的となっております。

14ページをご覧ください。MVNOのサービス・料金の概要でございます。主な例を記載しておりますが、MNOの料金プランに比べ、データ通信量の上限が低いものの、月額料金が安いものが増えております。

15ページをご覧ください。データ通信料金に関する月額料金別のデータ通信量の比較でございます。データ通信料金について、音声利用可能な端末用のプランとデータ通信専用端末用のプランごとに、月額料金別のデータ通信量の経年変化を比較したものととなります。MNOについては、新料金プランの提供に伴うデータ通信上限量の多段階化が行われており、MVNOについては料金値下げやデータ通信上限量の引き上げが行われたことが伺えます。

16ページをご覧ください。移動系通信端末でのサービス利用状況でございます。利用者アンケートのデータでございますが、移動系通信端末での1週間当たりのインターネット利用時間は、利用者全体と移動系超高速ブロードバンドサービス利用者では、超高速サービス利用者の方がインターネットの利用時間が長い傾向にあります。ただし、利用者全体では平均利用時間が前年度末比で増加しているものの、超高速サービス利用者の平均利用時間は減少しております。また、1か月当たりのデータ通信利用量は、利用時間と同様に、利用者全体よりも超高速サービス利用者の方が多い傾向にあるものの、両者の差は小さくなっております。これらの要因として、移動系超高速ブロードバンドの普及が進み、同利用者としてライトユーザーが増加したことが考えられます。

17ページをご覧ください。MNP、いわゆる番号ポータビリティの利用状況でございます。直近2年間のMNP利用数は、2013年度第4四半期が最大の約260万となっておりますが、次の2014年度第1四半期では、各社のキャッシュバックの収束等により約3分の1に減少しております。その後は、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ開始等を背景に増加傾向を示しております。

18ページをご覧ください。SIMロック解除の普及状況でございます。総務省では海外渡航時やMNPの利用時など、利用者の要望を踏まえ、2010年6月に「SIMロック解除に関するガイドライン」を策定しました。これを受け、2011年度から事業者によるSIMロック解除の実質的な取組が開始されたところです。事業者アンケートのデータですが、2014年度末におけるSIMロック解除可能な端末の種別数は、当該年度に発売された種別数82のうち32、比率で申し上げますと39%となっております。

また、利用者アンケートのデータですが、SIMロックの認知度は、「聞いたことはある」も含めれば約83%と上昇しております。総務省では、2014年12月に「SIMロ

ク解除ガイドライン」を改正し、2015年5月1日以降新たに発売される端末については、原則無料でSIMロック解除を行うこととしております。移動系通信については以上です。

続きまして、固定系ブロードバンド市場の概要をご説明します。19ページをご覧ください。固定系ブロードバンド市場の動向でございます。2014年度末のFTTH、DSL、CATVインターネット及びFWAの合計である固定系ブロードバンド市場の総契約数は3,680万で、前年度末比プラス2.7%と引き続き増加傾向にあります。FTTHの契約数は2,661万で、前年度末比プラス5.1%と増加し、固定系ブロードバンド契約数の72.3%を占めております。なお、FTTH契約数の増加率は近年鈍化してきている状況です。

FTTH及び通信速度下り30Mbps以上のCATVインターネットの合計である固定系超高速ブロードバンド市場の契約数は2,970万で、前年度末比プラス5.7%と増加傾向にあり、固定系ブロードバンド市場に比べ、高い増加率となっております。

20ページをご覧ください。固定系ブロードバンド市場のシェア及び市場集中度でございます。2014年度末の固定系ブロードバンド市場の契約数におけるNTT東西のシェアは54.2%で、前年度末比マイナス0.4ポイントと減少しております。事業者別シェアを東日本地域と西日本地域別に見ると、東日本地域ではNTT東日本が57.2%で、前年度末比マイナス1.2ポイントと減少し、西日本地域ではNTT西日本が50.9%で、前年度末比プラス0.5ポイントの増加となっております。東日本地域ではKDDIグループのシェアが大きく、西日本地域ではKDDIグループと電力系事業者のシェアが大きい状況となっております。固定系ブロードバンド市場の市場集中度は3,495で、前年度末比マイナス5、地域別に市場集中度を見ると、競争事業者のシェアが大きい西日本に比べて東日本が高い傾向にあります。

21ページをご覧ください。固定系超高速ブロードバンド市場のシェア及び市場集中度でございます。2014年度の固定系超高速ブロードバンド市場におけるNTT東西のシェアは63.0%で、前年度末比マイナス1.3ポイントと減少しております。固定系超高速ブロードバンドに含まれないDSL等のサービスを除くため、FTTH等を提供している事業者のシェアが固定系ブロードバンド全体に比べて高くなりますが、特にFTTHで大きなシェアを持つNTT東西は、固定系ブロードバンド全体に比べ、プラス8.8ポイントとなっております。

事業者別シェアを東日本地域と西日本地域別に見ると、東日本地域ではNTT東日本が67.9%で、前年度末比マイナス1.8ポイント、西日本地域ではNTT西日本が57.8%で、前年度末比マイナス0.4ポイントと、NTT東西ともにシェアが減少しております。東日本地域ではKDDIグループのシェアが大きく、西日本地域では電力系事業者のシェアが大きい状況となっております。

固定系超高速ブロードバンド市場の市場集中度は4,439で、NTT東西以外の事業者

シェアが伸びていることもあり、前年度末比マイナス14.3と減少傾向にあります。地域別に市場集中度を見ると、固定系ブロードバンド市場と同様、競争事業者のシェアが大きい西日本に比べ、東日本が高い傾向にあります。

22ページをご覧ください。F T T H市場のシェア及び市場集中度でございます。2014年度末のF T T H市場の契約数におけるN T T東西のシェアは70.3%で、前年度末比マイナス1.0ポイントと減少傾向にあります。事業者別シェアを東日本地域と西日本地域別に見ると、東日本地域ではN T T東日本が76.0%で、前年度末比マイナス1.4ポイント、西日本地域ではN T T西日本が64.3%で、前年度末比マイナス0.3ポイントとなっており、西日本地域ではN T T西日本以外の競争事業者のシェアが高い傾向にあります。F T T H市場の市場集中度は5,267で、N T T東西以外の競争事業者のシェアが伸びてきたことから、前年度末比マイナス13.8と減少傾向にあります。地域別に市場集中度を見ると、競争事業者のシェアが大きい西日本に比べ、東日本が高い傾向にあります。

23ページをご覧ください。F T T Hサービス契約数シェアの5年間の変化でございます。直近5年間におけるN T T東西、K D D Iグループ、電力系事業者の契約数シェアの推移を地域ブロック別に見ると、K D D Iグループが全国、特に北海道・東北・沖縄においてシェアを拡大している一方、N T T東西は全国で、また電力系事業者も近畿を除く西日本地域で、それぞれシェアを低下させています。2014年度末のF T T H市場におけるN T T東西の純増数シェアは51.7%で、2009年度末比マイナス24.4ポイントと大きく減少し、契約数の純増数におけるN T T東西と競争事業者の差が小さくなっていることが、F T T H市場におけるN T T東西の契約数シェアの減少にあらわれております。

24ページをご覧ください。地域ブロック別の設備競争・サービス競争の状況でございます。固定系超高速ブロードバンドの設備はおおむね整備され、完全未提供の市町村数は全体の2.4%、その多くは山間部、離島という状況です。設備整備事業者数別の状況は「1者」が最も多く47.2%であり、1者の設備しか整備されていない市町村数が約半数を占めていることから、設備競争が進展しているとは言い難い状況にあります。

地域別の設備競争の状況を見ると、北海道・東北は低調、近畿は著しく活発であると言えます。一方で、サービス提供事業者数別の状況は、「1者」が最も多く36.4%、次いで「3者以上」が32.9%となっています。ほぼ全ての地域で「2者」または「3者以上」の割合が増加し、特に関東では「3者以上」が56.4%となっており、設備競争の状況に比べ、競争が進展しております。

25ページをご覧ください。主要な固定系ブロードバンドサービスの利用料金と通信速度でございます。主な料金プランの価格帯は、F T T Hが3,000円から6,800円、C A T Vインターネットが1,700円から6,300円、A D S Lが1,800円から6,400円となっております。F T T Hの料金については、各社とも基本料金の値下げや割引キャンペーンを積極的に展開しており、低廉化の傾向にあります。

各サービスの最大通信速度、ベストエフォートを見ますと、F T T Hは100M b p s、

200Mbps、1Gbps、及び2Gbpsの速度プランを、ADSLは0.5Mbpsから50Mbps、CATVインターネットは1Mbpsから160Mbpsの範囲内で多岐にわたる速度プランを提供しております。なお、CATVインターネットにおいては、J:COMが2015年1月以降、一部の地域で最大320Mbpsとなるサービスの増速を実施しております。固定系ブロードバンド市場については以上です。

続きまして、固定系超高速ブロードバンドに関する事業者間連携サービスのうち、NTT東西によるサービス卸についてご説明します。26ページをご覧ください。NTT東西によるサービス卸に関する動向でございます。2015年2月、NTT東西はFTTHサービスを卸電気通信役務として他の事業者に提供し、当該他の事業者がエンドユーザーに対してFTTHサービスを提供するサービス卸を開始しました。多くの事業者が移動系通信サービスとのセット販売を行い、他サービスとのセット割引を通じて利用者に料金面のメリットを訴えるものとなっております。

FTTHサービスと移動系通信サービスとのセット割引の代表的なものとして、NTTドコモによる「ドコモ光」とのセット割引や、ソフトバンクによる「SoftBank光」とのセット割引が挙げられます。ISPについても、当該ISPが運営するMVNOサービスとのセット割引を提供する例が多くなっております。

27ページをご覧ください。サービス卸の利用に伴う固定系ブロードバンドサービスの事業者変更でございます。利用者アンケートのデータでございますが、固定系ブロードバンドの事業者変更の状況は、これまでNTT東西のFTTHを利用していた者が85.6%、NTT東西以外のFTTH事業者からの変更は4.6%、ADSLからの変更は3.4%、CATVインターネットからの変更は1.7%でした。サービス卸の固定系ブロードバンドにおける実質的な事業者変更の影響は、少なくとも初動段階においては大きいものとは言えないと考えられます。

28ページをご覧ください。サービス卸の利用に伴う移動系通信の事業者変更でございます。利用者アンケートのデータでございますが、移動系通信の事業者変更の状況は、事業者変更を行った者は14.1%であり、「ドコモ光」の選択者で見ると14.8%が事業者を変更、「SoftBank光」の選択者で見ると46.2%が事業者を変更しております。変更を行った者が変更前後に利用していた、または利用している移動系通信事業者を見ると、卸利用FTTHサービスの提供を行っていないKDDIから、NTTドコモやソフトバンクモバイルへと利用者が移動していることが見てとれます。

サービス卸は、特に固定・移動連携サービスを通じ、移動系通信における事業者変更を一定程度もたらしめている状況がわかります。なお、卸利用FTTHサービスの利用者のうち、移動系通信に関してNTTドコモとソフトバンクモバイルを利用する者の多くは、卸利用FTTHサービスについても、両社が提供するサービスを選択している状況です。

29ページをご覧ください。サービス卸の利用に伴うISPの事業者変更でございます。利用者アンケートのデータでございますが、ISPの事業者変更の状況は、事業者変更を

行った者は23.6%であり、「ドコモ光」の選択者で見ると27.2%が事業者を変更、「SoftBank光」の選択者で見ると46.2%が事業者を変更しております。変更を行った者が変更前後に利用していた、または利用しているISPを見ると、NTTドコモがドコモ光の開始に合わせて立ち上げた「ドコモnet」が変更後に23.2%を占めており、少なくとも初動段階においては最も有力なISPの1つとなっていることがわかります。サービス卸は、「ISP・アクセス回線分離型」から「ISP・アクセス回線一体型」へというFTTHサービスに関するビジネスモデルの主流形態の変更や、ISPにおける事業者変更を相当規模でもたらしている状況がわかります。

30ページをご覧ください。競争政策等留意事項でございます。冒頭、2014年度の競争評価は、新たな市場動向の把握と今後の政策展開への反映を重視し、競争政策等の展開に当たり、総務省として留意すべき事項を競争政策等留意事項として整理している旨ご説明いたしました。ここに記載した内容は、定点的評価及び戦略的評価の結果から導き出された政策課題等について整理したものととなります。

総務省として政策的関心事項を網羅的に提示するものではありませんが、2014年度の競争評価の結果を踏まえ、今後の総務省における競争政策及び料金政策等に関し、留意して進めることとしております。1例をご紹介します。まず、移動系通信に関しましては、NTTドコモの市場支配力の行使や、MNO3グループが協調した市場支配力の行使の有無について、禁止行為規制を含む第二種指定電気通信設備制度の運用状況を中心として検証を行っていく。MNO3グループが協調して市場支配力を行使し得る地位にあることを踏まえ、引き続きMVNOの事業展開の更なる促進に取り組む。併せて、多様化するMVNOの実態をよりの確に把握するための方策について検討する。

固定系データ通信の例でございます。固定系ブロードバンド市場に関し、NTT東西の市場支配力の行使や同社を含む複数事業者が協調した市場支配力の行使の有無について、禁止行為規制を含む第一種指定電気通信設備制度の運用状況を中心として検証を行っていく。固定系ブロードバンド市場に関し、CATVインターネットの契約数が実質的に減少傾向となっているところであり、FTTHとCATVインターネットの競争関係に留意しつつ、引き続きその動向を注視する。説明は以上となります。

【中山委員長】ありがとうございました。ご説明に関しまして、ご質問等ございましたら、お願い申し上げます。

【加藤特別委員】詳細なご説明、どうもありがとうございました。6ページについてちょっとお尋ねしたいのですが、左側の図で2007年度から2014年度にかけて、NTTドコモのシェアがコンスタントに低下しているように見てとれるんですけども、これは契約者数の減少によるものだけなのか、あるいはそれ以外にも原因があるのか、その点に関して、もしおわかりでしたら教えていただければと思います。

【堀内調査官】NTTドコモにつきましては、MVNOに対する回線提供を多く行っております。MVNOにつきましては、いわゆる格安スマホの提供のみならず、通信モジュー

ルの提供というものも多く行われております。通信モジュールの提供につきましては、いわゆる我々が携帯電話を使うときの料金とはかなり違い、単価が小さいものもありますので、そういったことも影響して収益シェアはだんだん下がってきているということかと思われまます。

【加藤特別委員】ありがとうございました。

【中山委員長】他にはいかがでございますか。

【荒川委員長代理】先ほどの2015年5月1日以降に販売される端末について、原則無料でSIMロック解除を行うというのは、国民には何かアピールしているとか、わかりやすく広報されているのでしょうか。

【堀内調査官】総務省といたしまして、「SIMロック解除ガイドライン」の改正を行った際に一定の広報を行っております。その効果がどの程度かということについて確定的なデータを持ち合わせてはおりませんが、先ほど紹介いたしましたようにSIMロックというものを聞いたことがあるというものも含めると、かなり認知度が上がっているところでございます。

我々といたしましては、今回改正した「SIMロック解除ガイドライン」の改正内容に照らしまして、各社が本年5月1日以降発売する端末につきましては、原則無料でSIMロック解除を行うということを求めています。NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの3社につきましても、その方向を打ち出して公表しております。

なお、5月1日以降新たに発売される端末については、機種購入から180日が経過していることを各社が条件として設けております。このため、5月に発売された端末については、11月以降、原則SIMロック解除に無料で応じるということになっておりますので、我々としても、今後その動向をきちんと押さえながら、業界の動向をウオッチしていきたいと考えております。

【荒川委員長代理】どうもありがとうございました。

【中山委員長】2015年の認知度が出てこなければ、どれだけ効果があったかわからないということですね。

【堀内調査官】「SIMロック解除ガイドライン」につきましては、原則SIMロック解除に応じるということを求めており、正当な理由なくSIMロック解除に応じない場合は、業務改善命令の対象になり得るということもガイドラインに明記をした上で改正を行っておりますので、我々としては、今後、SIMロック解除の動向を今まで以上に的確に押さえたいと考えております。

【中山委員長】他にはいかがでございますか。

【森特別委員】10ページのところで、MVNOのサービスに関する動向のご説明があったかと思いますが、今現在のMVNOの数は、MNOを除くと181社ということで、かなり増えているかと思うんです。この181社のうち、規模がどのような形でこの181構成しているのか。大きなところと、小さなところと、とても小さなところという感じで

ばらけているのか、そのあたりの詳しい状況を教えていただければと思うのですけれども。

【堀内調査官】まず、先ほど10ページのスライドでご紹介をいたしましたMVNOの事業者の数につきましては、電気通信事業報告規則に基づき報告をいただいている数を記載しておりますが、会社規模等の詳細は把握できていないところもございます。

我々としては、MVNOの振興というものを、これからも一層力強く進めていかなければいけないと考えており、まさに今般、電気通信事業報告規則の改正案をパブリックコメントに付しているところでございます。我々としても、より詳細な状況が把握できるよう、制度整備を準備しているところでございます。

【中山委員長】よろしゅうございますか。

【森特別委員】すみません、もうちょっと教えていただきたいのですが、あまりにも数が多いMVNOというのが登場しているかと思いますが、今後も推進されていくということですが、どちらかというところ、このMVNOのサービスをしている事業者というのはどんな感じでしょうか。他のサービスなども同時に行っていて、MVNO以外のサービスなども同時に行っているタイプが多いのか、それとも比較的零細でMVNOしか行っていないという状況なのかととても気になります。

といいますのも、今こういうふうに通信料金を下げるといったことのためにSIMロック解除をして、MVNOの参入を促進して、競争を発展させていくという方向になっていることはよく存じ上げていますけれども、その結果、競争に敗れて衰退してしまう企業がどのくらいあるのかといったようなことも、実際かなりの数ですので、そのあたりがちょっと気になります。もう少し設備状況など、先ほどモジュールといった部分では少しは持っているというようなお話をされていましたが、今の段階でもしおわかりになることがありましたら、もうちょっと教えていただければと思うんですけれども。

【堀内調査官】MVNOが、実際にいわゆるMVNOサービスだけをやっているのか、他のサービスをやっているのかということについて、現時点、整理したものはございませんけれども、一例として申し上げますと、MVNOとして有名なI I Jという会社がございまして。I I Jは、もともとインターネット接続サービスを主たる業務として電気通信事業を開始したのですが、最近ではMVNOの大手としてMVNOサービスも提供しています。

MVNOといいましても、いわゆる格安スマホを提供するようなサービス形態だけではなく、通信モジュール型のサービスを提供する場合、また、単純再販や再卸という、いろいろなパターンがございます。

このような状況を踏まえ、先ほど申し上げました電気通信事業報告規則の改正によりまして、格安スマホ型でありますとか、通信モジュール型など、MVNOサービスの詳細について、これらのサービスが実際にどの程度提供されているのかということのを的確に把握できるようにするため、省令改正案をパブリックコメントに付しているところでございます。今いただいたようなご指摘も踏まえ、今後の確に動向を把握できるよう、我々としても心がけたいと思っております。

【森特別委員】ありがとうございました。

【中山委員長】他にはいかがでございますか。よろしゅうございますか。

それでは、他に特段のご質問等がなければ、質疑を終えたいと思います。堀内調査官には誠にありがとうございました。

<議題（２）電気通信紛争処理委員会令の一部改正について>【公開】

【中山委員長】それでは、続きまして、議題２の電気通信紛争処理委員会令の一部改正について、事務局の市川上席調査専門官からご説明をしていただきます。お願いいたします。

【市川上席調査専門官】お手元の資料１５５－２をご覧ください。電気通信紛争処理委員会令の一部改正について、ご説明を申し上げます。

１枚おめくりください。こちら、電気通信紛争処理委員会令の一部改正でございますが、背景といたしましては、地方分権改革の一環で行われました今年の放送法改正がございます。こちらの改正の概要につきましては、昨年９月に担当課室でございます情報流通行政局の地域放送推進室から委員会にもご説明をいただいたところでございます。

改正内容をかいつまんで申し上げますと、小規模施設特定有線一般放送といったものを定義づけまして、ある程度規模の小さな共聴施設等によって行われます地上テレビジョン放送の再放送を、小規模施設特定有線一般放送と位置づけた上で、その事務権限を都道府県知事に移譲するといったことが中身になっております。

この権限移譲ですが、一括法によって実施されております。上の囲みの中の米印に書いておりますけれども、「地方の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」を定めまして、その中に放送法の一部改正も盛り込まれているというつくりになっております。

この放送法改正に伴いまして、電気通信紛争処理委員会令も一部改正をいたしました。都道府県知事に移譲される事務権限に対応いたしまして、委員会から都道府県知事に対して資料の提出等の必要な協力を求めることができるようにするといったものが、おおまかな概要となっております。

この委員会令改正のそもそもの必要性でございますが、改正放送法は、先ほども申し上げましたが、小規模施設特定有線一般放送に関する事務権限を総務大臣から都道府県知事に移譲いたしますけれども、この事務権限の移譲後も、小規模施設特定有線一般放送を行う事業者は、例えば地上テレビジョン放送の再放送同意についてなかなか同意が得られないですとか、協議が整わないといったような場合は、例えば委員会に対するあっせんの申請でございますとか、総務大臣に対する裁定の申請といったものが引き続き可能ということになっております。

したがって、あっせんの申請ですとか、裁定の申請といったものがあつた際に、委員会がその内容について調査・審議を行う場合におきまして必要な資料がある場合は都道府県知事に求めることができるようにする必要があるということで、今般委員会令の規定

を整備したものでございます。

改正後の委員会令の条文でございますが、1つの条文のみの改正でございますが、簡単に本文を記載しております。こちら、第3条で、「資料の提出等の要求」という条見出しで条文が1条定まっております。こちら、今までは関係行政機関の長のみ資料の提出等、必要な協力を求めることができるとされていたものでございますが、この中に、「又は関係都道府県知事」という文言を追加することで、今後は都道府県知事に対しても必要な協力を求めることができることにしたものでございます。

こちらの一部改正の内容につきましては、一般からの意見募集、パブリックコメント手続を行いました。特段異論等は寄せられませんでしたので、当初の案文のまま改正に移りたいと考えております。現在、総務省内におきまして、閣議請議に向けた準備を進めておりますけれども、こちらが順調に進みましたら、本年12月中に閣議決定が行われまして、しかるべき期間を置いた後に官報掲載されて公布という運びになります。

そして、施行でございますが、改正放送法の施行と同日でございます。来年4月1日の施行を予定しております。これによりまして、今後仮に小規模施設特定有線一般放送を行う事業者からあつせん、裁定等の申請があつた場合であっても、必要に応じて都道府県知事に資料を求めることができる仕組みが整うというものでございます。

2ページ目につきましては、昨年こちらの放送法改正について委員会に担当課室から説明をいただいた際の資料を参考として添付しております。中の図をご覧いただきたいのですが、では、どういったものが小規模な施設の有線一般放送に該当するかというものでございますけれども、例えば辺地共聴施設ですとか、集合住宅共聴でしたり、受信障害対策共聴施設といったものが対象となっております。

上段の(1)をご覧ください。500端子以下の有線放送施設であつたり、あとは基幹放送の同時再放送のみであつたり、区域外再放送は対象外、あくまで区域内、同一都道府県内の再放送が対象、といったような形で小規模施設特定有線一般放送の要件が定められております。

私からの説明は以上でございます。

【中山委員長】ありがとうございました。ただいまのご説明に関しましてご質問、あるいはご意見等がございましたらお願い申し上げます。

よろしゅうございますか。特段のご質問等もないようでございますので、質疑を終えたいと思います。

<議題(3) 電気通信紛争処理マニュアルの改訂について>【公開】

【中山委員長】続いて、議題3の電気通信紛争処理マニュアルの改訂につきまして、引き続き事務局の市川上席調査専門官からご説明をいただきます。お願い申し上げます。

【市川上席調査専門官】では、次は、お手元の資料155-3に基づきまして、電気通信紛争処理マニュアルの改訂についてご説明を申し上げます。

1枚おめくりください。今般のマニュアルの改訂でございますけれども、現行のマニュアルは平成26年3月版でございます、それ以来の改訂となります。前回改訂以降の制度改正でございますとか、当委員会において処理いただきました紛争処理事例の追加等を踏まえた現行化が主な内容となっております、委員会発足以来、今回で12回目の改訂となります。

なお、マニュアルの改訂につきましては、特に定められた期間で改訂を行うといった制度のつくりにはなっておりません、適宜のタイミングで改訂を行うということで、今まで改訂を実施しております。

主な改訂内容につきましては、資料の中段以降に四角のマークがついた箇条書きでご説明をいたしております。まず第1点ですが、マニュアル利用者のための早引き表を今回初めて追加したというものでございます。今回のご説明に当たりまして、席上に非常に分厚くて恐縮でございますが、マニュアル案を1部ずつ配付しております。そちらの表紙から2枚目をおめくりいただきたいのですが、早引き表といったものはどういったものなのかといいますと、こちら冒頭に追加したものでございます。

例えばこのマニュアルをご覧いただく方が電気通信事業者か、放送事業者か、その他の方々かということに従いまして、別表何番をご覧下さいといったようなことが矢印で示されております。

次のページ以降にその事業者分類に対応した別表が記載されております。例えば1-1、電気通信事業者でございましたら、例えばその紛争の相手方が同じ電気通信事業者であれば、接続に関する協定についてあっせん、仲裁、総務大臣の協議命令、総務大臣の裁定といったような手続が可能でと。つきましては、第I部、手続解説のこのページを直接ご覧くださいといった形で、個々の事業者の関心を持たれている手続等に応じて、よりダイレクトに参照すべきページにたどり着くことができるような工夫を冒頭でしたものでございます。

次に、主な改訂内容の第2点でございますが、必要的諮問事項に係る解説の追加を行いました。電気通信事業法の一部改正が本年4月1日から施行されまして、電気通信設備統括管理者の解任命令が当委員会の必要的諮問事項として追加されております。これに伴いまして、手続解説におきましてその改正内容に基づいた解説を追加したといったものが、主な改訂内容です。

次に、第3点でございますが、紛争処理事例の追加でございます。平成26年3月以降、あっせんにつきましては4件を処理いただいております。その内訳としては、地上基幹放送の再放送の同意に関する紛争が3件。こちらは、昨年7月にあっせん申請が大分のケーブルテレビ事業者3社から行われた案件でございます。また、卸電気通信役務の提供のための契約の細目に関する紛争が1件。こちらは、残念ながら本年3月にあっせん申請があったものの、相手方事業者が手続に応じず、あっせん不実行となった案件でございますけれども、これら計4件を事例集成に追加したものでございます。

最後に、第4点ですが、法令ですとか、各種データを更新するとともに、今回のマニュアル改訂にあわせてマニュアルの電子版の委員会ホームページへの掲載方法を見直すこととするといったことが内容でございます。このホームページの掲載方法につきまして、2ページ目に簡単なイメージ図を掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

2ページ目ですが、これは総務省の電気通信紛争処理委員会のホームページをそのままスクリーンショットで掲載したものでございます。現状、マニュアルをホームページでご覧になる方は、一番上にあるリンクで全ページをダウンロードしてご覧いただくか、第Ⅰ部、第Ⅱ部といった部単位での一括ダウンロードといったような形でしか内容を見ることができませんでした。そこで、先ほどご紹介した早見表と同じような考え方による工夫ですけれども、個別の事業者、こういった種類の事業者が、こういった手続に関心を持っているかといったことに即しまして、よりダイレクトに参考となるページにたどり着けるような工夫を今回してみるということでございます。

見直し後につきましては、第Ⅰ部の手続解説、第Ⅱ部の事例集成につきまして、例えば電気通信分野に関するあっせんであったり、放送分野に関するあっせんであったり、事業者のこういった手続に関する記述かといったことに基づきまして、より分類を細分化いたしまして、よりダイレクトに参考となるページにたどり着けるような掲載方法の見直しを検討したいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

【中山委員長】ありがとうございました。ただいまのご報告に関しまして、ご質問、ご意見、さらにはアイデア等がございましたら、お願い申し上げます。よろしくございますか。

それでは、ご質問等もないようですので質疑を終えたいと存じます。以上で公開の議題は終了となります。傍聴者の皆様は、恐縮ですがご退室をお願いいたします。

<議題（4）あっせん終了案件について>【非公開】

※ この部分については、非公開にて開催した。

<閉会>【非公開】

※ この部分については、非公開にて開催した。

<議題（1）「電気通信事業分野における競争状況の評価2014について」に関する補足>

【清水参事官】先ほどの競争評価の関係で、堀内調査官から補足をしたいことがあるということです。ご説明させていただきます。よろしく申し上げます。

【堀内調査官】お時間を頂戴しまして恐縮です。先ほど森特別委員から、MVNOにつきまして、事業者の規模のお話がありました。ご紹介しようと思っておりましたが、失念しておりましたので、補足説明をさせていただきます。

【中山委員長】どうぞ。

【堀内調査官】MVNOについて、その契約者数の規模で見た場合、2014年12月末時点の数値で申し上げますと、契約数が3万以上の事業者は25社、契約数10万以上の事業者は18社、契約数50万以上の事業者が5社となっております。

今私が申し上げた点につきましては、本日お配りいたしました「電気通信事業分野における競争状況の評価2014」の55ページに記載をさせていただいておりますので、ご覧いただければ幸いです。補足説明は以上でございます。

【中山委員長】森特別委員、何か重ねてございますか。

【森特別委員】いえ、詳細なデータをありがとうございました。

【中山委員長】よろしゅうございますか。ありがとうございました。

以上